平成２７年（フ）第１２１１号
福岡市城南区飯倉１丁目１番６号
債務者　池田　結城
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４４号
新潟県三条市諏訪２丁目12番34号
債務者　桒原　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２９０２号
大阪府門真市三ツ島５丁目29番11―201号
債務者　淡佐　光雄
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目12番９号　アパートプラザ新館　Ｂ－１号室、住民票上の住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目12番９号　アパートプラザ新館　１号室
債務者　中安　　正
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６６号
大阪府寝屋川市池田西町６番３号（202号）、前住所大阪府守口市佐太中町４丁目19番13―1327号
債務者　髙畠悠花こと　高畠　悠花
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７７号
大阪府守口市大庭町１丁目７番２号
債務者　楠　　博志
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０８７号
大阪府東大阪市長堂３丁目20番15号
債務者　岩本正子こと　金　　正子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０８８号
大阪府東大阪市長堂３丁目20番15号
債務者　岩本隆亨こと　李　　隆亨
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０８９号
大阪府東大阪市長堂３丁目20番15号
債務者　岩本朋子こと　李　　朋子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１０６号
大阪市東淀川区柴島３丁目８番27号
債務者　和田　正美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２７号
大阪市都島区都島中通１丁目２番24号
債務者　福元　秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３９号
大阪府池田市渋谷３丁目10番４号
債務者　吉田　惠子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４７６号
大阪市平野区喜連東５丁目16番22―204号
債務者　河北　憲郎
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６３１号
大阪府大東市北条３丁目17番64号　２棟304号
債務者　藤田　和貴
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６３４号
大阪府高槻市高垣町４番14号
債務者　廣瀬　弘子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５号
岩手県一関市大東町大原字大明神43番地３　大明神団地14号
債務者　山室摩沙博
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第３７号
岩手県陸前高田市米崎町字松峰59番地97　市営住宅松峰団地第９号
債務者　穀田　　実
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部